

西尾市住宅等土砂災害対策改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の住宅及び居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策改修を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 既存の住宅等に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合するように外壁の改修や塀の設置等を行うことをいう。
- (2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項の規定による2級建築士をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住宅等の所有者
 - (2) 現に住宅等に居住する者で、土砂災害対策改修を行うことについて住宅等の所有者の同意を得られた者
 - (3) (1)と同等の権利を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 市税等を滞納している者
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）

- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他市長が補助金の交付対象として不適当と認めた者
(補助の対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象住宅等」という。）は、市内に存する住宅等（特別警戒区域の内外にまたがるものを含む。）で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 住宅等の敷地が特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しない構造であること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に著しく違反していないこと。
- (3) 国、地方公共団体、その他公の機関が所有するものではないこと。
- (4) 当該住宅等及びその敷地において、過去に西尾市住宅等土砂災害対策改修費補助金及び西尾市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付を受けていないこと。

(補助の対象工事)

第5条 補助対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が補助対象住宅等について行う土砂災害対策改修であって、建築士が構造設計を行い、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを当該建築士が証する工事とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の対象経費は、補助対象工事において土砂災害対策改修に要する工事費（以下「補助対象経費」という。）とし、3,360千円を限度とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に23%を乗じて得た額で、772千円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 この要綱による補助金の交付は、1つの敷地につき1回を限度とする。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の契約を締結する日より前かつ補助金の交付申請をする日より前までに、事前相談書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅等の付近見取図
- (2) 補助対象住宅等と周囲のがけの状況が分かる写真

- (3) 住宅等が特別警戒区域内に存することが分かる図書（他の書類と兼ねることができる。）
- (4) 補助対象住宅等の所有者及び建築年が確認できる書類（登記事項証明書、評価証明書等の写し）
（交付の申請及び決定）

第8条 申請者は、補助対象工事の契約を締結する日より前かつ補助対象工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第8号の書類については、市税の納税状況について市長が確認をすることに同意したときは、添付を省略することができる。

- (1) 補助対象住宅等の配置図、各階平面図、立面図及び断面図
- (2) 土砂災害対策改修計画図及びその他改修方法を示す図書（他の書類と兼ねることができる。）
- (3) 土砂災害対策改修計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の建築士が証した書類（様式第3号。ただし、次号の書類を添付する場合は、省略することができる。）
- (4) 建築確認済証の写し（建築基準法の規定による確認申請が必要な場合に限る。）
- (5) 土砂災害対策改修に係る工事の見積書
- (6) 申請者が所有者の同意を得た者である場合は、土砂災害対策改修同意書（様式第4号）
- (7) 申請者が所有者と同等の権利を有する者である場合は、同等の権利を有することが確認できる書類
- (8) 市税の納税証明書（完納証明書用）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、次の各号に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。ただし、当該地区における事業により、補助対象住宅等を除却することが決定している場合は、補助金の交付申請はできない。

- (1) 土地区画整理事業区域
- (2) 都市計画施設区域

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5

号)により申請者に通知する。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は、条件を付することができる。

(計画の変更等)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、補助金変更交付申請書(様式第6号)に変更した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事の内容の変更(軽微なものは除く。)

(2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し適当と認めたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

(補助事業の中止)

第10条 申請者は、補助対象工事を中止しようとする場合は、すみやかに、事業中止届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、補助事業完了実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 土砂災害対策改修工事の写真(着手前、施工中、完了後)

(3) 建築基準法の規定による検査済証(同法の規定により確認済証の交付を受けた場合に限る。)

(4) 請求書又は領収書の写し(工事請負契約業者の発行したものに限り。)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、補助対象工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第12条 市長は、前条第1項の報告書を受理した場合において、内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、適当と認めたときは、申請者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助

金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業完了実績報告書が、第11条第2項に規定する日までに提出されなかったとき。
- (4) 補助対象経費が、交付決定時に比べて完了実績報告時に減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の整理及び保管)

第14条 申請者は、診断に係る費用の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。